

## 立地適正化計画 Q&A (よくある質問)

### Q 1 白老町が目指すコンパクトシティとは何ですか？

本町では全ての人口を強制的に1か所に集約するのではなく、各地区の特性を活かしつつ、地区ごとにまとまりながら、長期的な時間軸の中で緩やかに進めていく、多極ネットワーク型のコンパクトシティを目指すこととしております。

### Q 2 立地適正化計画と都市計画マスタープランはどのような関係ですか？

都市再生特別措置法第82条から、立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部とみなされます。本町の都市計画マスタープランは、戦略的な「縮充」による持続可能な都市づくりの理念に基づいた将来都市構造を設定しており、それを具現化するために定める計画が立地適正化計画となります。

### Q 3 なぜ、居住誘導区域が必要なのですか？

商店や医療、交通などの多くのサービスは、利用者がいなければ成り立ちません。

このため、人口減少が進む中でも生活関連サービスやコミュニティが持続できるように、一定のエリアにおいて人口密度を維持していく必要があるからです。

### Q 4 居住誘導区域にすべての町民を誘導するのですか？

例えば、農業従事者が農村部に居住することは当然のことであり、すべての町民を強制的に居住誘導区域に集約するものではありません。しかし、今後、転入者等の住む場所として、町も施策を打ち出し、ゆっくり緩やかに居住誘導を図りながら、人口密度を維持していかなければならないものと考えております。

### Q 5 居住誘導区域でない場所に住んではいけないのですか？

区域外であっても、豊かな自然環境を求め、移り住む方はございます。誘導区域は、多様な暮らし方を否定するものではなく、人口密度を維持するための区域を明示するものであり、区域外への居住を禁止するものではありません。

### Q 6 誘導施設とは何ですか？

都市機能誘導区域へ立地を誘導する施設のことです。下記の施設を定めています。

#### 【誘導施設】

役場庁舎、総合保健福祉センター、町立病院、中央公民館、図書館、体育館、町が設置する観光交流施設、食品スーパー、ホームセンター、銀行等

**Q 7 都市機能誘導区域の外に誘導施設を建てることは可能ですか？**

立地適正化計画は、都市機能誘導区域内に誘導施設を建ててもらおうよう、届出・勧告による誘導を図るものであり、新たな土地利用規制を定めるものではありません。

したがって、都市機能誘導区域の外に誘導施設を建てることは可能です。

土地利用の規制についてはこれまでと同様、区域区分や用途地域等をご確認ください。

**Q 8 都市機能誘導区域だけに日常のサービスを集めるのですか？**

都市機能誘導区域だけに日常のサービスを集めるものではありません。各地域の生活圈を考慮しつつ、中心拠点には全町民を対象とした施設（役場や図書館など）を、地域拠点には日々の暮らしに密接に関連する施設（コンビニや学校など）を配置し、拠点間の連携を高め、相互に補完し合いながら、まちの持続的発展を目指していきます。

**Q 9 今後、誘導区域や誘導施設が変更されることはありませんか？**

本町の立地適正化計画は、概ね 5 年ごとに計画の進捗（居住や都市機能の誘導の状況等）を評価し、必要に応じて見直しを検討します。

**Q 10 立地適正化計画を公表後、生活が急激に変わるものですか？**

町民の生活が急激に変化するものではありません。しかしながら、本計画は長い時間をかけてゆっくり緩やかに居住誘導区域、都市機能誘導区域に居住や都市機能を誘導させるもので、かつ、人口減少等が原因で今までどおりの生活が低下することのないように定めるものであります。

したがって、現状の生活サービスの維持ができるように、町も施策を設け、実施していきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

**Q 11 届出義務は、いつから発生しますか？**

「白老町立地適正化計画」が公表される、令和 4 年 1 2 月から届出が必要となります。

**Q 12 届出をしなかった場合、罰則はありますか？**

届出をしない、又は虚偽の届出をして届出対象行為を行った場合は、都市再生特別措置法第 130 条の規定に基づき、30 万円以下の罰金に科せられる場合があります。